

# 誓約書

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

- ・ 前回の許可が優良の場合（有効期間が5年より長い場合）：前回の許可の有効期間の始期（ただし、前回の許可が事業範囲の変更許可（優良）である場合は、その前の更新許可（優良）の有効期間の始期）
- ・ 今回初めて優良認定申請する場合：今回の更新申請日の5年前の日を記入。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日から \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条の3第1号又は第10条の12の2第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

申請日を記入。

年 月 日

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

## 【特定不利益処分】

- ① 廃棄物処理業に係る事業停止命令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第7条の3又は第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
- ② 廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条の2又は第15条の2の7）
- ③ 廃棄物処理施設の設置許可の取消し（法第9条の2の2第1項又は第2項若しくは第15条の3）
- ④ 再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
- ⑤ 広域認定の取消し（第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
- ⑥ 無害化認定の取消し（第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
- ⑦ 二以上の事業者による処理に係る認定の取消し（法第12条の7第10項）
- ⑧ 廃棄物の不適正処理に係る改善命令（第19条の3）
- ⑨ 廃棄物の不適正処理に係る措置命令（第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項又は第19条の6第1項）